別添五十三4・1・13・の次に次を加える。

4.1.14.　緊急制動表示灯

別添五十三4・3・中「非常点滅表示灯」の下に「、緊急制動表示灯」を、同別添4・3・1・に次のただし書きを加える。

ただし、種類2a、2b又は12の方向指示器が緊急制動表示灯として作動する場合にあっては、この限りではない。

別添五十三4・7・中「非常点滅表示灯」の下に「、緊急制動表示灯」を加える。

別添五十三5・20・3・2・1・を次のように改める。

5.20.3.2.1.　非常点滅表示灯は、全ての方向指示器を同時に点滅させることができるものであり、かつ、他の操作装置と独立して手動で操作できるものでなければならない。

別添五十三5・20・3・2・2・を次のように改める。

5.20.3.2.2.　非常点滅表示灯は、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が衝突事故にあった場合にあっては、自動で作動させることができるものであり、かつ、非常点滅表示灯の消灯操作は手動とすることができるものでなければならない。

別添五十三5・20・3・2・2・の次に次を加える。

5.21.　緊急制動表示灯

5.21.1.　自動車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

5.21.2.　緊急制動表示灯は、本則第61条の2第1項の規定に適合するものでなければならない。

5.21.3.　緊急制動表示灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第53号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

別添百十一中「補足第4改訂版」を「補足第5改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月九日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の三項を加える。

4　平成三十一年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるものについては、細目告示第十条第一項第一号ツ、第八十八条第一項第二十号及び第百六十六条第一項第二十号の規定は、適用しない。

5　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第十条第一項第一号ツ、第八十八条第一項第二十号及び第百六十六条第一項第二十号の規定は、適用しない。

6　平成二十九年六月三十日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第十条第一項第一号ツ、第八十八条第一項第二十号及び第百六十六条第一項第二十号の規定は、適用しない。

第五条第三項中「第五項、」の下に「第六項、」を加え、同条に次の二項を加える。

8　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十一年九月一日から平成三十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9　平成二十九年十二月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トンを超える自動車又は車両総重量三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成三十年一月一日以降に製作されたもののうち平成二十九年十二月三十一日以前に指定を受けたものについては、細目告示第十一条第三項第二号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第二号ロの規定に適合するものであればよい。

第七条に次の一項を加える。

9　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第三項の規定は、適用しない。

第九条第十七項中「補足第十六改訂版」を「改訂版」に改め、同条第二十二項中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「同規則改訂版補足第2改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改め、同条第三十三項から第三十六項中「認定実施要領に定める」の下に「認定の」を加え、「補足第十三改訂版」を「補足第十四改訂版」に改め、同項中「協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則補足第十六改訂版附則九Aに限る。）」を「協定規則第百四十号の技術的な要件（同規則の規則5・、6・及び7・に限る。）」に、「協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則の規則5・、6・及び7・に限る。）」を「協定規則第百三十九号の技術的な要件（同規則の規則5・、6・及び7・に限る。）」に改め、同条第三十七項及び第四十四項中「補足第十三改訂版」を「補足第十四改訂版」に改め、同条に次の三項を加える。

47　平成三十一年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるものについては、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は、適用しない。